

不用物件について

国土交通省 道路局 路政課

ここは、道路のことについて学ぶ道路大学校。道路に関する法律を勉強する路政科の生徒たちは、今日も一生懸命、道路法について勉強します。

ともき（生徒）

道雄先生！不用物件について教えてください。不用物件というのは、どういうものなのでしょうか？

道雄先生

道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第92条第1項によってその定義がなされているけど、不用物件というのは、道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった場合において、当該道路を構成していた不用となった敷地、支壁その他の物件のことをいうんだ。同項では、従前当該道路を管理していた者に対して、一定の期間、不用物件を管理することを義務づけているんだよ。

ともき

なるほど。でも、なんでこんな制度があるんですか？

道雄先生

道路の敷地、支壁その他物件(以下「敷地等」という。)は、道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった後でも、實際上他の道路として使用される可能性があるから、道路の現状を保存するために不用物件として一定期間管理するように定めているんだ。

また、道路法上では敷地等に対しての私権行使が制限される等、公権力による規制を相当に受けているから、これをある時点からすぐに一般民事上の法律関係に移行すると、権利の自由な行使を認めることになり、権利関係が複雑になって、他の道路に再度使用しようとしたとき困ってしまうんだ。

ともき

確かに、そういった場合に、権利の自由な行使を認めるのは問題がありますね。

道雄先生

そうなんだよ。だから、法第92条第2項は法第4条を準用していて、従前当該道路を管理していた者が不用物件を管理する期間(以下「不用物件管理期間」という。)は所有権の移転や抵当権の設定、移転以外の私権の行使をすることができないようにしているんだ。

ともき

法第 92 条第 2 項で私権の制限を規定する第 4 条を準用しているのは、そういった趣旨なんですね。

ちなみに、法第 92 条第 1 項に規定する「従前当該道路を管理していた者」とは、当該道路の供用の廃止又は区域の変更時点での道路管理者と理解してよいのでしょうか？

道雄先生

うん、原則としてはね。ただし、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 52 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社（以下「公社」という。）に帰属した道路の敷地等（料金の徴収施設等を除く。）については、機構又は公社が不用物件の管理者となるから、押さえておこう！

（同法第 25 条第 1 項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日以降においては、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）が不用物件の管理者となる。）

ともき

わかりました！ところで、不用物件管理期間とは、どれくらいの期間なんですか？

道雄先生

法第 92 条第 1 項は、不用物件管理期間について道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 38 条に委任しているよ。どのように書いてあるかな？

ともき

道路の種類によって期間が異なりますね。国道と都道府県道については 4 ヶ月、市町村道については 2 ヶ月です。あと、トンネル以外の橋、渡船施設、道路用エレベーター等の道路と一体となってその効用を全うする施設等については、1 ヶ月まで短縮できます。

道雄先生

そうだね。不用物件管理期間は、法律上の義務期間だから、法第 92 条第 4 項と第 93 条の場合以外は、所有者等において他に用途があっても不用物件として管理しなければならないよ。

ともき

法第 92 条第 4 項と法第 93 条の場合以外は、というのはどういうことでしょうか？

道雄先生

法第 92 条第 4 項と法第 93 条は、それぞれ不用物件管理期間内における不用物件の交換と使用について規定しているんだ。まず、法第 92 条第 4 項について説明しよう。

道路管理者が、新たに路線の変更や区域の変更により、新たに道路を構成する敷地その他の物件（以下「新道路敷地等」という。）を取得する場合は、不用物件管理期間内であっても、新道路敷地等と不用物件の所有者と抵当権、賃借権、永小作権等の所有権以外の権利を有する者の同意が得られれば、当該道路敷地等と不用物件を交換することができるんだ。

ともき

この場合、新道路敷地等の管理者と不用物件管理者は同一の者ですか？

道雄先生

その通り。法第92条第4項は、路線の変更又は区域の変更により、一方で不用物件が、他方で新道路敷地等が、同時に生ずる場合に限って適用されるんだ。不用物件管理期間を設定した趣旨は、主として不用物件を他に道路として利用する方途を探ることにあるので、同一管理者が同一路線上において「交換」を行うことを可能にしているんだ。

では、一つここで問題だ。法第92条第4項は、新道路敷地等と不用物件の交換を行うに当たって、新道路敷地等と不用物件のそれぞれについて、所有者と抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意を道路管理者に対して求めているけど、不用物件について抵当権、賃借権その他所有権以外の権利を有する者というのは考えられるかな？

ともき

んー …… 法第92条第2項が法第4条を準用しているんで、不用物件については所有権の移転と抵当権の設定、移転しか認められていないと考えると、不用物件についての権利を有する者とは法第4条ただし書で認められている所有権者と抵当権者しか考えられませんね。

道雄先生

その通り、法第92条第4項で想定される者は、①新道路敷地等の所有者、②新道路敷地等について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者、③不用物件の所有者、④不用物件について抵当権を有する者の4パターンなんだ。

ともき

条文を良く読むとわかりますね。

道雄先生

そうだね。それじゃあ条文をよく読んでみて、今度はともき君から法第93条の不用物件の使用について簡単に説明してもらおうかな。

ともき

法第93条は、①他の道路管理者が道路の新設や区域の変更のために不用物件を使用する必要がある場合で、かつ、②当該不用物件が当該道路区域内にある場合において、③不用物件管理期間内に当該道路管理者が不用物件管理者にその旨を申し出たときには、不用物件管理者による当該道路管理者への不用物件の引き渡しを規定しています。①から③の要件を満たしたときに、不用物件管理者は当該道路管理者への引渡義務が発生するようですね。

道雄先生

そうだね。では、ここでもう一つ問題を出そう。不用物件管理期間中に、不用物件管理者が法第92条第4項の規定に基づき交換を行おうと考えている場合に、他の道路管理者から法第93条の規定に基づく

申し出があったとき、当該不用物件管理者はこの申し出を拒むことはできるだろうか？

ともき

難しいですね。やはり、法第93条の引き渡しは義務だと考えられるので、交換はできず、他の道路管理者に引き渡さなければならないと思います。

道雄先生

そうだね。法第92条第4項に基づく交換を行おうと考えていたとしても、法第93条は義務なので、当該不用物件の管理者はこの申し出を拒むことはできないんだ。

それから不用物件管理期間の終了後については、法第94条に規定されているね。どんな内容かな？

ともき

はい、法第94条第1項には、不用物件管理期間が終了すれば、不用物件について、不用物件管理者がその所有者である場合を除いて、所有者に対して直ちに返還することを規定しています。

道雄先生

不用物件の返還は、所有権の移転に関するものではなくて、道路として利用するための使用関係の設定等特別の関係により所有者の占有を離脱していた物件について、所有と占有を一致させる行為だね。

また、法第94条には第1項の他に、不用物件が国有財産である場合の従前当該不用物件の管理費用を負担した地方公共団体への譲与について規定する第2項、第5項及び第6項、不用物件の所有者を確知できない場合の供託とその手続について規定する第3項及び第4項があるね。

法第95条は、不用物件に関する費用や収益について規定しているね。不用物件の管理、交換、返還に要する費用については不用物件管理者の負担となり、不用物件の管理に伴う収益は不用物件管理者の収入となるんだよ。収益については、不用物件に関する天然果実や法定果実、具体的には、並木等から生ずる果実等や不用物件管理期間中に特別使用を認めた場合の使用料のことだ。

今日のところはここまで。これからも道路法についてどんどん勉強していこう！

ともき

はい、頑張っていきます！

※この物語はフィクションです。登場人物、団体等、実在のものとは一切関係ありません。